

## 様式第2号（要綱第2条関係）（その2）

(表)

年度 給与所得等に係る 市民税・県民税  
森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	主たる給与							課税標準
	給与所得（所得金額調整控除後）	業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	
	所得区分	業	動	子	当	譲渡	・時		
その他の所得計		総所得金額①							

所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤			扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失
	医療費	配偶者	扶養	基礎			
社会保険料		配偶者特別			扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失
小規模企業共済			扶養		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失
生命保険料			基礎		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失
地震保険料		所得控除合計②			扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失

(摘要)

総所得③			
山林所得			
分離短期譲渡			
分離長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			

税額控除額	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
森林環境税⑧			
特別徴収税額⑨			
控除不足額⑩			
既充当・既委託納付額⑪			
既納付額⑫			
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)			
変更前税額⑬			
増減額(⑨-⑬)			
変更月			月

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

納付額		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		
4月分		
5月分		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によつて通知します。また、この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

静岡県島田市長

印

お問合せ先 島田市役所 行政経営部課税課 市民税担当 TEL0547-36-7140

(裏)

◎税額の計算方法

総所得金額①-所得控除合計額②=課税総所得金額③  
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④  
税額控除前所得金額④-税額控除額⑤=所得割額⑥  
所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税⑧=特別徴収税額⑨  
特別徴収税額⑨-控除不足額⑩=差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

2 「税額控除額⑤」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

3 「控除不足額⑩」は、所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額のことです。

◎税率

- ・均等割  
市民税 3,000円 県民税 1,400円
- ・所得割 (総合課税分)  
市民税 6% 県民税 4%
- ・森林環境税 1,000円

県民税均等割の一部（400円）は、「森林づくり県民税」として荒廃森林再生のために使われます。